⑷　その他

⑵割引制度は当面の割引であり、将来の割引制度に関しては、全国路線網同等の割引の導入を検討するものとする。

［3］　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成46年３月27日までとする。

4．一般国道201号（八木山バイパス）に係る料金の額及び料金の徴収期間

［1］　料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
一般国道201号（八木山バイパス）	福岡県糟屋郡篠栗町から飯塚市まで

［2］　料金の額

⑴　料金の額

１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

普通車	大型車	特大車	軽車両等
495.239	742.858	1,800.000	50.000

㈱　上表の自動車の種類は、別添１―５のとおりとする。

⑵　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ　割引率

㈠　ポイントの付与

料金の額10円毎に１ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

㈡　ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

㈢　弾力的なポイントの付与及び割引

㈠及び㈡に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

㈣　経過措置

平成26年３月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成26年３月31日以前の走行に対して平成26年４月１日以降に付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③　回数券割引

イ　割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ　割引率

割引率は20パーセント以下とする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成26年９月30日までとする。

ニ　経過措置

従前の料金にかかる回数券については、平成26年４月１日から６か月間（券面に有効期限が表示されている場合はそれまでの期間）に限り、従前と同様に使用できるものとする。

④　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車